## 印西都市計画地区計画の変更(印西市決定)

都市計画印旛日本医大駅前周辺地区地区計画を次のように変更する。

	本医大駅削周辺地区地区計画を次のように変更する。		
名称	印旛日本医大駅前周辺地区地区計画		
位置	印西市瀬戸、萩原、鎌苅、舞姫一丁目、舞姫二丁目、舞姫三丁目及び若萩一丁 目の各一部の区域		
面積	約 18.2 ha		
地区計画の目標	印西都市計画区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置し、首都東京を中心とする過密地域からの人口流入に適切に対処し、良好な宅地を大量に供給する目的で、千葉県及び独立行政法人都市再生機構の共同施行による新住宅市街地開発事業(以下「新住事業」という。)により、千葉ニュータウンの開発が進められてきたが、平成25年度末をもって事業完了を迎えた。また、成田・千葉ニュータウン業務核都市としての整備が進められ、業務等諸機能の立地促進が図られたことにより、①北総地域の拠点都市及び首都圏における良好な宅地供給地として ②首都圏における広域連携拠点として ③近郊レクリエーション拠点として ④立地優位性と地域資源を活かした拠点としての役割を担うことを目指している。 中旛日本医大駅圏は、日本医科大学千葉北総病院に隣接していることから『健康・医療拠点都市』として特色のある街づくりをめざしている。本地区は、印旛日本医大駅圏の中心に位置し、多様な都市機能を有する魅力的な市街地の形成をめざしている。 本地区計画は、新住事業の事業効果を維持増進させて行くとともに、適正かつ合理的な土地利用等の誘導、規制を図り、良好な居住環境と魅力的な街並みの形成を目標とする。		
区域の整備、開発及び保全に関する方針	■土地利用の方針 本地区の土地利用の方針を以下のような整備方針を定める。  ・駅前集合住宅地区は、駅に近接する立地条件を活かし、居住環境と調和した商業、業務、公益的施設や良好な居住環境と利便性を有する集合住宅の立地誘導を図り、にぎわいのある魅力的な街並の形成を図る。 ・駅前センター地区は、駅前地区にふさわしい商業施設・業務施設・文化施設・行政施設等の立地誘導を図るとともに、にぎわいのある魅力的な街並みの形成を図る。 ・駅前住宅地区は、駅前地区にふさわしい商業施設・業務施設・文化施設・行政施設等の立地誘導を図るとともに、居住環境に配慮した街並みの形成を図る。 ・駅前住宅地区は、駅前地区にふさわしい商業施設・業務施設・文化施設・行政施設等の立地誘導を図るとともに、居住環境に配慮した街並みの形成を図る。 ・公益的施設地区(1)及び(2)は、居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設等の立地誘導を図り、良好な都市環境と魅力的な街並みの形成を図る。 ・複合的土地利用(施設系)は、幹線道路沿いの立地条件を活かして、居住者の利便性向上に必要な施設をはじめ、事務所、研修施設、厚生施設、研究所等の立地を促進すると共に、良好な都市環境と街並みの形成を図る。  ■地区施設の整備の方針 道路は、各道路の機能・性格に応じ適正に計画し、整備された道路については、その機能が損なわれないよう維持保全を図る。  ■建築物等の整備の方針 地区計画の目標等を踏まえ、以下の建築物等の方針に基づき規制、誘導を図る。  ・当該地区は、居住環境と調和した公益的施設と良好な居住環境と利便性を有する集合住宅等によるにぎわいのある魅力的な街並み形成を図るため、「建築物等の用途の制限」、「建築物等の恵との最高限度」、「建築物等の形態又は意匠の制限」、「建築物等の高さの最高限度」、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。		

地区整備計画書

- LI E	<u> </u>				
		地区の	地区の 名 称	駅前集合住宅地区	駅前センター地区
		区 分	地区の 面 積	約 7. 2 h a	約 3. 0 ha
地区整	建築物等に	建築物等制限	で用途の	次に掲げる。 (1)建築物は、建築して はない。 (1)建築物は、建築201号。)に表別表がる。 (1)建築基とのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)戸建住宅 (2)建基法別表第2(に)項第 5号に掲げる自動車教習所 (3)建基法別表第2(に)項第 6号に掲げる畜舎 (4)建基法別表第2(頃第 2号に掲げる建築物 (5)建基法別表第2(今)項第 2号に掲げる倉庫 (6)建基法別表第2(と)項第 5号に掲げる倉庫 (7)建基法別表第2(と)項第 3号及び第4号の規定に該当するもの
備	関	建築物の敷地面積 の 最 低 限 度		17 ただし、市長が公益上必要な建築 <sup>9</sup>	0 ㎡ 物で用途上又は構造上やむを得ない この限りでない。
計画	する事項	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの離は、次に掲げるとおりとする。また、特に規定のない敷地境界建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1 m以る。 (1) 戸建住宅を除く建築物は、5 m以上とする。ただし、高さm以下の建築物については2 m以上とする。 (2) 戸建住宅は、高さ10 mまでの部分について1 m以上、高10 mを超える部分については2 m以上とする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。ア・出窓、柱のあるポーチその他これらに類するものイ・市長が公益上必要な建築物でやむを得ないものと認めてたものウ・本地区計画変更の都市計画決定時において既に建築されものなお、上記ウに該当するものについては、都市計画法(昭和45第100号)第58条の2において届出を要する行為を行う場合に記(1)又は(2)のとおりとし、それ以外の敷地境界線までの離は、1 m以上とする。		主の面から道路境界線までの後退距た、特に規定のない敷地境界線からか面までの後退距離は、1 m以上とすかが、1 m以上とする。ただし、高さが10 m以上とする。での部分について1 m以上、高さがは2 m以上とする。にある建築物又は建築物の部分が次る場合は、この限りでない。これらに類するものでやむを得ないものと認めて許可したでやむを得ないものと認めて許可したでやむを得ないものと認めて許可したでやむを得ないものと認めて許可したでやむを得ないものと認めて許可したででは、都市計画法(昭和43年法律出を要する行為を行う場合には、上され以外の敷地境界線までの後退距	
			等の形態 匠の制限	(1) 建築物の屋根の形状・色彩及 和した落ち着きのあるものと (2) 屋外広告物は、過大とならず 大きさ及び設置場所に留意し る。 (3) 高架水槽、クーリングタワー	び外壁等の色彩は、周囲の環境と調し、原色は避ける。 周囲の環境と調和するよう、色彩・ 、美観・風致を損なわないものとす 、エアコン室外機等の屋外設置物、 道路からの景観に配慮したものとす

地区	1221	計画書		
		地区の	地区の 名 称	駅前住宅地区
		区分	地区の 面 積	約 1. 9 ha
		建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建基法別表第2(に)項第5号に掲げる自動車教習所 (2) 建基法別表第2(に)項第6号に掲げる畜舎 (3) 建基法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物 (4) 建基法別表第2(へ)項第2号に掲げる工場 (5) 建基法別表第2(へ)項第5号に掲げる倉庫業を営む倉庫 (6) 建基法別表第2(と)項第3号及び第4号の規定に該当するもの
	建		)敷地面積 低 限 度	170㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ない と認めて許可したものについては、この限りでない。
地	築物			建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの後退距離は、1 m以上とする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
区整	等に	壁面の位	立置の制限	ア. 戸建住宅において、出窓、バルコニー及び外壁又はこれに代わる 柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 イ. 戸建住宅以外の建築物において、出窓、柱のあるポーチその他こ
備	関			れらに類するもの ウ. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下で、 かつ、床面積の合計が5 m以内のもの エ. 車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.8 m以下で、 かつ、床面積の合計が10 m以内のもの
計	す			
画	る	建築物等の高さの 最高限度		10m また、建築物等の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の 境界線又は隣地境界線(ただし、ゴミ集積場との敷地境界線については、
	事			この限りでない。)までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得た ものに5mを加えたもの以下とする。
	項		等の形態 匠の制限	<ul> <li>(1)建築物の屋根の形状・色彩及び外壁等の色彩は、周囲の環境と調和した落ち着きのあるものとし、原色は避ける。</li> <li>(2)屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するよう、色彩・大きさ及び設置場所に留意し、美観・風致を損なわないものとする。</li> <li>(3)高架水槽、クーリングタワー、エアコン室外機等の屋外設置物、物置、ガレージの上屋等は、道路からの景観に配慮したものとする。</li> </ul>
			こさくのの制限	道路境界線に面する部分の垣又はさくは原則として生垣とする。生垣 以外とする場合は、安全に配慮した構造のもので、地盤面からの高さは 2m以下とし、その上部半分以上を開放性のあるフェンス等とする。た だし、門扉、門柱及び高さが1m以下のものについては、この限りでな い。

쁘띧	1227	開計画書			
		地区の	地区の 名 称	公益的施設地区(1)	公益的施設地区(2)
		区分	地区の 面 積	約 3.2 ha	約 0.7 ha
地区整		建築物等の用途の制限		では、(1) (2) (2) (2) (3) (4) (1) (2) (2) (3) (4) (5) (5) (6) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)戸建住宅 (2)建基法別表第2(に)項第4号に掲げるホテル 旅館 (3)建基法別表第2(に)項第 5号に掲げる自動車 所 (4)建基法別表第2(に)項第 6号に掲げる畜舎
備	関	建築物の敷地面積 の 最 低 限 度			0 ㎡ 物で用途上又は構造上やむを得ない この限りでない。
計画	する			離は、次に掲げるとおりとする。ま 建築物の外壁又はこれに代わる柱の る。	主の面から道路境界線までの後退距 た、特に規定のない敷地境界線から )面までの後退距離は、1 m以上とす
	事			高さが10mを超える建築物 ただし、この限度に満たない距離	こついては、2m以上とする。また、 別については、5m以上とする。 にある建築物又は建築物の部分が次
	項	壁面の位置の制限	たもの ウ. 本地区計画変更の都市計画を もの なお、上記ウに該当するものにつ 第100号)第58条の2において届		
			等の形態 匠の制限	和した落ち着きのあるものと (2)屋外広告物は、過大とならず 大きさ及び設置場所に留意し る。 (3)高架水槽、クーリングタワー	び外壁等の色彩は、周囲の環境と調し、原色は避ける。 周囲の環境と調和するよう、色彩・ 、美観・風致を損なわないものとす 、エアコン室外機等の屋外設置物、 道路からの景観に配慮したものとす

地区	地区整備計画書						
	地区	地区の	地区の 名 称	複合的土地利用(施設系)			
		区 分	地区の 面 積	約 2. 2 h a			
	建築	建築物等制限	等の用途の	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 戸建住宅 (2) 戸建住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 建基法別表第2(い)項第3号に掲げる共同住宅、寄宿舎又は下宿(本地区計画区域内に存する事業所等に勤務する職員及びその家族のためのもので、市長が許可したものを除く。) (4) 建基法別表第2(に)項第4号に掲げるホテル又は旅館 (5) 建基法別表第2(に)項第5号に掲げる自動車教習所 (6) 建基法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物 (7) 建基法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物			
地	物等	建築物の敷地面積 の最低限度		170㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ない と認めて許可したものについては、この限りでない。			
区	寺	壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの後退距			
整	に			離は、次に掲げるとおりとする。また、特に規定のない敷地境界線から 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1 m以上とす			
備	関			る。 (1) 高さが10m以下の建築物については、2m以上とする。また、 ロスが10m以下の建築物については、5m以上とする。また、			
計	す			高さが10mを超える建築物については、5m以上とする。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次 のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。			
画	る			ア. 出窓、柱のあるポーチその他これらに類するもの イ. 市長が公益上必要な建築物でやむを得ないものと認めて許可し			
	事			7. 市長が公益工必要な産業物でやむを得ないものと認めて計りしたものである。 たもので、本地区計画変更の都市計画決定時において既に建築されているである。			
	項			もの なお、上記ウに該当するものについては、都市計画法(昭和43年法律 第100号)第58条の2において届出を要する行為を行う場合には、上 記(1)のとおりとし、それ以外の敷地境界線までの後退距離は、1m 以上とする。			
[ ]		又は意	等の形態匠の制限	(1)建築物の屋根の形状・色彩及び外壁等の色彩は、周囲の環境と調和した落ち着きのあるものとし、原色は避ける。 (2)屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するよう、色彩・大きさ及び設置場所に留意し、美観・風致を損なわないものとする。 (3)高架水槽、クーリングタワー、エアコン室外機等の屋外設置物、物置、ガレージの上屋等は、道路からの景観に配慮したものとする。			

「計画区域、地区整備計画区域、地区の区分及び壁面の位置の制限は、計画図(地区整備計画図、地区

区分図含む)表示のとおり。」 理由 新住宅市街地開発事業の事業完了に伴い、適正な土地利用等の規制・誘導を図り、将来にわたり 良好な都市環境及び魅力的な街並みを形成するため、本地区計画を変更する。

## 計画概要図

